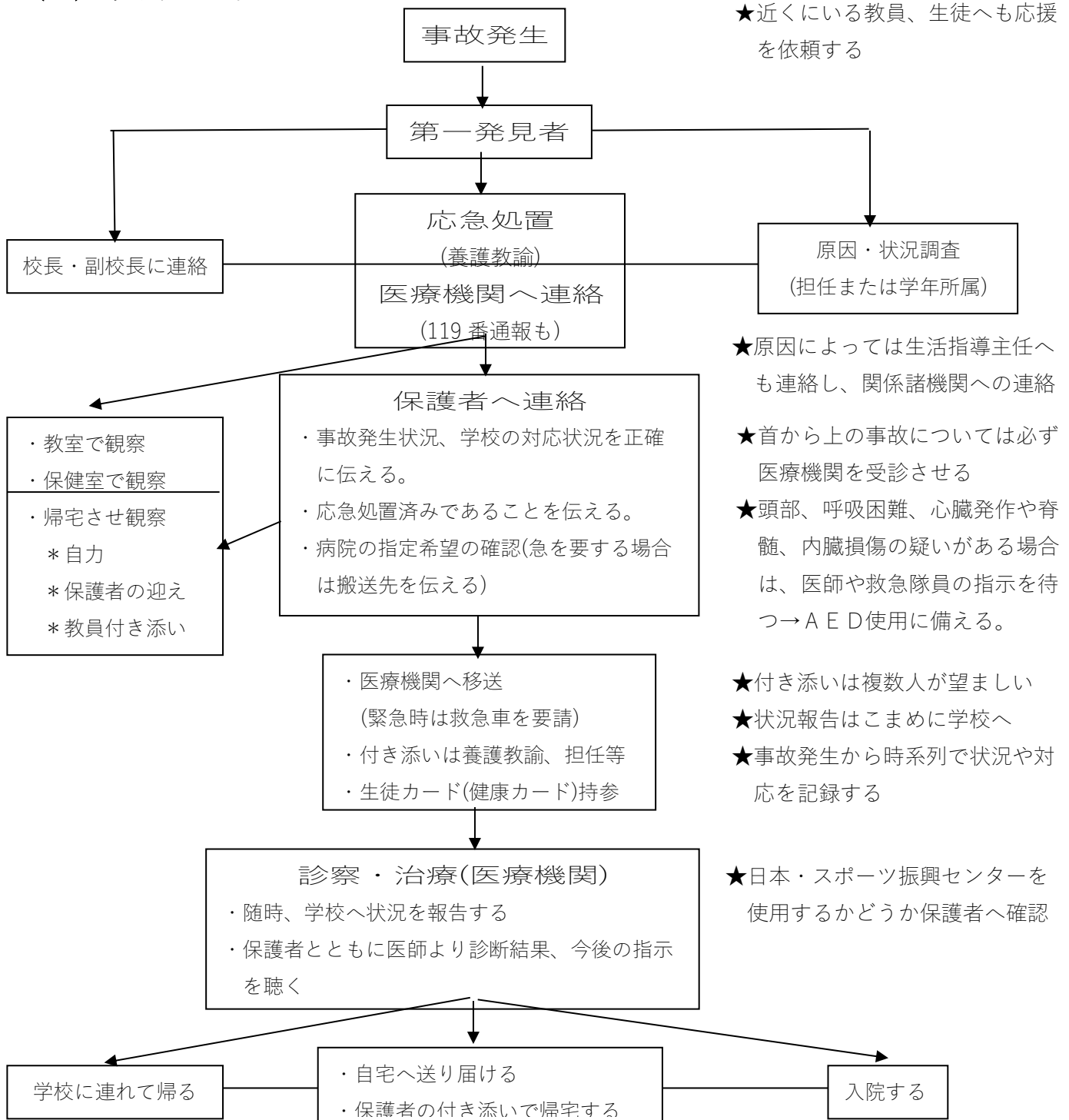


緊急時の体制

(1) 事故発生時



※生徒の事後の経過を引き続き観察していく (担任、養護教諭、他)

- ① 事故の原因、発生後の措置等についての問題点を明確にし、事故の再発予防と安全管理・安全の徹底を図る。
- ② 事故に対する外部からの問い合わせ、取材等に対しての窓口は校長・副校長のみとする。(窓口の一本化)
- ③ 保護者に対して日本スポーツ振興センターによる給付金について十分に説明し養護教諭が必要な手続きを行う。
- ④ 死亡事故等の場合は校長が必要に応じて保護者・地域へも事実を伝え説明する。

【報告】

(養護教諭、担任等より)

- ・電話等で校長・副校長へ報告
- ・帰校後関係した教職員へ報告
- ・翌朝全教職員へ報告